

国民年金からのお知らせ

～届け出はお済みですか～

就職や退職、結婚等で加入年金の種類が変わることがあります。届け出を忘れてしまうと、

- ・将来もらえると思っていた年金がもらえない
- ・病気や事故で障がい者になったのに、障害基礎年金がもらえない
- ・年金加入者が死亡したときに支給されるはずの年金（死亡一時金や寡婦年金、遺族基礎年金など）がもらえないということになってしまいます。

届け出は忘れずに行いましょう。

■こんなときは役場に届け出が必要です。住民生活課までお越しください。

どんなとき？	どんな届け出？	必要なものは
退職したとき (厚生年金や共済から外れたとき)	加入年金の種別変更の手続き (2号→1号への変更)	・印鑑 ・年金手帳 ・退職した日付のわかる書類
配偶者の扶養から外れたとき	加入年金の種別変更の手続き (3号→1号への変更)	・印鑑 ・年金手帳 ・配偶者の扶養から外れた日付のわかる書類
年金の保険料を納めるのが 困難なとき	保険料免除申請 保険料学生納付特例申請	・印鑑 ・年金手帳 ・学生証または在学証明書 ・失業を理由とするときは雇用保険 被保険者離職票等
年金手帳をなくしてしまったとき	年金手帳再交付申請	・印鑑

問い合わせ 町住民生活課 戸籍年金班 ☎0187(84)4903(内線1405)



響きあい 共に育つ 「人づくり」

生涯学習講座 始まります!



誰もが気軽に学べ、仲間づくりを通して学ぶことの楽しさを感じてもらうことを目的として、毎年楽しく充実した講座を計画しています。

今年度の講座

講座名	開催日時	開催場所
男の料理講座	毎月第1木曜日 9:30～	千畑交流センター
水彩画講座	毎月第2・4木曜日 13:30～	
自然の恵み味わい講座	毎月1回 9:00～16:00	中央ふれあい館
中国水墨画講座	毎月第1・3木曜日 13:30～	
健康気功講座	毎月第2・4水曜日 10:00～	南ふれあい館
ペン習字講座	毎月第1・3土曜日 10:00～	
フラワーアレンジメント講座	毎月第3火曜日 18:30～	
デジカメ講座	毎月第2水曜日 13:30～	

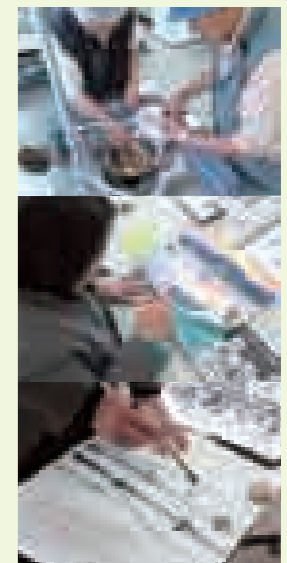
美郷文墨画展 開催中!

中国水墨画講座の作品を5月12日まで開催しています。優雅で力強い文墨画をぜひご覧ください!

場所 ●美郷町公民館ロビー

時間 ●午前9時～午後7時まで

※休館日については下記をご覧ください。



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 社会教育班 ☎0187(84)4915

介護保険事務所からのお知らせ

申請から介護認定までの流れ

介護保険のサービスを利用するときは「申請」をして要介護認定を受けましょう

①申請できる方

- 第1号被保険者（65歳以上の方）
- 第2号被保険者（40歳以上65歳未満で、介護が必要になった原因が、がん末期や脳梗塞など16種類の特定疾病と診断された方）

②申請方法

- 申請書に被保険者証（第2号被保険者は医療保険の被保険者証）を添えて美郷町地域包括支援センター（町福祉保健課地域包括支援班）や、介護保険事務所に申請してください。申請書は各窓口で入手できます。
- 申請は本人や家族のほか指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、美郷町地域包括支援センターに代行してもらうこともできます。
- すでに介護保険の認定を受けている方には認定有効期間終了の60日前に、更新申請の手続きの用紙が送付されます。今後、続けてサービスを利用する方は、更新申請用紙に必要事項を記入し、現在使用している被保険者証を持参して各窓口へ提出してください。

③要介護認定

- 認定調査（心身の状態や日常生活能力などについての調査）の結果と主治医意見書をもとに保健、医療、福祉の専門家が審査します。
- 認定結果は「非該当」「要支援1、2」「要介護1～5」に分かれます。認定の有効期間は最長で24カ月（新規申請は6カ月）です。
- 認定は原則として申請から30日以内に行われます。ただし、特別な理由で認定が遅れる場合は、遅れる理由と認定される予定の時期を通知します。

問い合わせ 介護保険事務所 認定審査班 ☎0187(86)3912
美郷町地域包括支援センター(役場福祉保健課内) ☎0187(84)4907

土日祝日も夜7時まで利用できます!

六郷出張所 (美郷町学友館)

住所 美郷町六郷字安楽寺122番地
☎0187(84)4904 ☎0187(84)4040
FAX 0187(84)3763

仙南出張所 (美郷町公民館)

住所 美郷町飯詰字北中島37番地1
☎0187(84)4915 ☎0187(83)2280
FAX 0187(83)2451

出張所の業務時間 **午前9時～午後7時**

出張所の休業日 **毎週月曜日**

(国民の祝日にあたる場合は翌日)、
12月29日から翌年1月3日

出張所 5月の休業日



次の届出は出張所では取り扱っておりません

住所に関する届出

- ・転入届 ・転出届
- ・転居届 ・世帯主変更届

役場住民生活課に届出してください。

戸籍に関する届出

- ・出生届 ・婚姻届 ・入籍届
- ・離婚届 ・転籍届 ・養子縁組届 等

役場住民生活課に届出してください。

※土日祝祭日または夜間にあたる場合は役場日直または宿直に届出してください。

出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 所得証明書
- 課税証明書
- 非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ